

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 4 年 12 月に実施した監査（一部令和 4 年 9 月に実施したものを含む）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

財務監査及び行政監査の結果

令和5年1月27日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和3年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、9 機関		
教育委員会	98 機関のうち、0 機関		
公安委員会	60 機関のうち、0 機関		
その他（上記以外）	13 機関のうち、0 機関	計	383 機関のうち、9 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり6機関において5件の指摘事項、4件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	岐阜県税事務所	12月20日	実地	—	1	—	9月30日（書面）
2		西濃県税事務所	12月14日	実地	—	—	—	10月21日（書面）
3	健康福祉部	関保健所	12月6日	書面	1	1	—	10月26日（実地）
4		関保健所 郡上センター	12月6日	書面	—	—	—	10月28日（実地）
5	農政部	西濃農林事務所	12月13日	実地	1	1	—	11月17～18日（実地）
6		中濃農林事務所	12月6日	実地	—	1	—	11月1～2日（実地）
7	県土整備部	大垣土木事務所	12月14日	実地	2	—	—	11月14～15日（実地）
8		東海環状自動車道事務所	12月14日	実地	—	—	—	11月14～15日（実地）
9	都市建築部	岐阜・西濃建築事務所	9月27日	書面	1	—	—	6月13日（書面）
計	指摘事項等のあった機関数：		6 機関		5 件	4 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
岐阜県税事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,700円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
関保健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、公用車が損傷(修繕料相当額210,100円(患者移送業務に支障があるとして未修理))していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 また、当該事故について、知事及び会計管理者への報告がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、交換対応(取得価格119,229円)となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
西濃農林事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料71,720円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(生態系保全市町村支援事業)の交付事務において、実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(令和3年11月30日)から起算して20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までとすると補助金交付要綱に規定されているところ、補助事業者による提出が遅延していたため、今後は適正な事務処理となるよう指導されたい。
中濃農林事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料24,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣土木事務所	指摘事項	公文書等の写し等の供与に要する費用の収入事務において、現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払い込むべきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが遅延していたものが散見されたため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公共道路メンテナンス事業一般国道365号上石津トンネル修繕工事に係る契約事務において、入札執行に係る失格判断基準価格の設定を誤ったことにより、契約を締結した後、当該契約を解除することとなった事故について、損害賠償金98,041円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜・西濃建築事務所	指摘事項	公文書等の写し等の供与に要する費用の収入事務において、現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払い込む

		べきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが遅延していたものが散見されたので、今後は適正に処理されたい。
--	--	--